

令和7年度会計年度任用職員（計量業務推進員）

を募集します

申込期間	令和7年12月1日（月）～12月17日（水） (期間中の土・日曜日は受け付けません。)
試験日	令和7年12月22日（月）

1 任用形態

- (1) 身分 会計年度任用職員
(2) 任用期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
※任用期間満了後1年を超えない範囲で再度任用する場合があります。
ただし、継続勤務期間は、公募による採用から4年経過後の年度末（最長5年）を上限とします（継続勤務期間の上限に達した場合であっても、再応募が可能です）。

2 募集職種 計量業務推進員

3 募集人数 1人

4 職務内容

(1) 2年に1回実施する業務用はかりの定期検査に関する事務
(次回は令和9年度)

- (2) スーパー、ガソリンスタンド等への立入検査とこれに関する事務
(3) 計量士からの検査の届出に関する事務
(4) 計量に関する会議録、報告書等の作成事務

※令和8年3月31日までは2人体制

5 勤務場所 上越市産業政策課（上越市木田1-1-3 上越市役所第2庁舎2階）

6 受験資格等

次のいずれにも該当する人

- (1) 計量管理若しくは品質管理に関する業務又は商品、食品等の計量に関する業務の実務経験を有すること
例：スーパーや飲食店等での商品や食材等の計量業務
- (2) 茨城県つくば市における2週間程度の基礎計量教習若しくは同市における3日程度の計量行政新人教習に参加できる、又はこれらの教習に参加したことがあること
※勤務成績が良好で、令和8年度も再度任用された場合、8月に2週間程度の基礎計量教習若しくは5月に3日程度の計量行政新人教習に参加予定
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3号に規定する普通免許の交付を受けていること
- (4) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル）ができること

※次のいずれかに該当する人は、受験できません

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は
イ 上越市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（次頁に続きます。）

7 試験内容・申込方法

- (1) 試験内容 面接試験（個別面接）
(2) 試験日等 令和7年12月22日（月） ※面接時間等については、申込者に後日お知らせします。
(3) 試験会場 上越市役所木田第2庁舎
(4) 申込方法 令和7年度会計年度任用職員（計量業務推進員）の応募であることが分かるように、下記書類を産業政策課へ郵送または持参してください（他の窓口等に提出した書類は受け付けません）。
- ア 受験申込書 イ 履歴書 ウ 職務経歴書
- （指定様式）（任意様式）
- ※指定様式は、上越市ホームページ（人事課）からダウンロードするか、ハローワークで申し込みの際に受け取ってください。
- ※受験申込書および履歴書は指定様式を使用の上、履歴書には写真を貼付し、必要事項を記入してください。
- (5) 申込受付締切 令和7年12月17日（水）必着
(6) 結果通知 受験された方全員に文書又は電話でお知らせします。
(7) その他 受験申込時の提出書類は、以下の通り取扱います。
・合格の場合…返却しません。
・不合格の場合…結果通知に同封し、返却します。

8 勤務条件等

勤務日	月曜日から金曜日までの週5日
勤務時間	9時00分から15時50分まで (うち休憩時間60分、勤務時間5時間50分)
週休日等	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）
報酬	165,500円／月
期末・勤勉手当	任用期間等に応じて、6ヶ月期、12ヶ月期に計3.525ヶ月分を支給（各1.7625ヶ月）
通勤費	1ヶ月当たり150,000円以内（通勤方法や距離に応じて支給）
健康保険 厚生年金	加入します。ただし、任用日において、健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上の方は加入できません。
雇用保険	加入します。
休暇	年次有給休暇あり その他に有給・無給の特別休暇があります。

9 その他

- 受験のための旅費等は、支給しません。

【申込み・問合せ先】

上越市産業部産業政策課 産業振興係

所在地：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話：025-520-5729（内線2204、2218）